

(議長)

日程第8、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令の一部改正、保険税率の改正、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免特例に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

税務課長。

「税務課長」(補足説明)

それでは、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案書につきましては、19から21頁、資料につきましては、3から18頁の資料2となります。

まず始めに、本年度の国保税率の改定でございます。

内容につきましては、資料の15から16頁になりますが、国保税率に関しましては、北海道から示された、令和3年度の当町の国保事業費納付金額に各種保険事業経費や、国、道の交付金による収支調整を行った残りの額である必要保険税額に対しまして、世帯数、非保険者数、所得状況などを勘案して算定を行ったものでございます。

具体的には、令和3年度は納付金の減少は見られるものの、下げ幅が少ないことから、所得割の税率は据え置くこととし、また、北海道が示す統一保険税率に向けて、段階的に合わせる必要性から、均等割、平等割の割合を変更したもので、昨年度の税率と比較して、合計税率において、所得割の変更はございませんが、均等割が3万2,800円で1,900円の増、平等割が4万3,300円で2,200円の減となるものでございます。

次に、地方税法施行令に伴う改正でございます。

これは、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、給与所得控除や

公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替などがされることに伴い、一定の給与所得者などが世帯に2名以上いる場合は、軽減措置に該当しにくくなることから、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように、軽減基準額の見直しを行うもので、それぞれの金額につきましては、資料5頁の改正概要の8番と、資料16から17頁の法令改正に記載のとおりでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症に伴う国保税の減免の特例制度に係る改正でございます。

今回の改正は、国保税の減免の特例の期間延長に伴い、令和3年度分の国民健康保険税について対象とするものでございまして、内容については、昨年度と同様となるものでございますが、制度概要につきましては、資料18頁に記載のとおりとなっております。

以上が、一部改正の内容となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の定義変更に伴い、江差町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部改正について、補足説明いたします。

定例会資料19頁、資料3の新旧対照表をご覧ください。

本改正は、新型コロナウイルス感染症の定義変更でございます。

新型コロナウイルス感染症においては、変異種が出てきていることから、COVID-19(コビット-19)に限定された定義を変異種全てに適用出来るように、定義を変更しております。

本条例の施行日は、交付の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、令和3年4月1日から適用となります。

以上、説明を終わります。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第3号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第3号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免期間の延長、新型コロナウイルス感染症の定義変更に伴い、江差町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

議案第3号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書25頁、資料は21頁の新旧対照表をお開き下さい。

本改正は、新型コロナウイルス感染症対策の長期化により、令和2年度末までと

していた介護保険料の減免基準の適用期間を、令和3年度末まで延長すること。

また、新型コロナウイルス感染症に変異種が出てきていることから、COVID-19（コビット19）に限定されていた定義を変異種全てに適応出来るようにすること。

更に、令和3年度における税制改正に伴い、適切な減免対象となる合計所得枠判定を行うために、江差町介護保険条例の一部を改正するものです。

なお、保険料の減免による減収分は、国による財政支援も継続実施されるため、交付金による補填を見込んでおります。

本条例の施行日は、交付の日からの施行となりますが、改正後の附則第6条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用となります。

以上、説明を終わらせていただきます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第3号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第4号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第4号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案第4号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案28頁、資料は23頁をお開き下さい。

今回の改正内容は、2つの省令改正があり、1つ目の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の省令の改正において、省令第6条第5項において、同条第1項第3号を適用しない場合に確保することとされている連携協力を行う施設、または、事業所に特区小規模保育事業を加えることによる所用の改正を行うものでございまして、この省令改正につきましては、改正条例の第6条の文言を改正するものでございます。

次に、2つ目の障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、指定障がい福祉サービスの事業等人員、設備及び運営に関する基準の省令改正では、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定に併せて、利用者への説明、同意等及び記録の保存等に係る見直しを行うことによる改正を行うものでございまして、改正条例では、第49条の電磁的記録の条文を加える改正でございます。

併せまして、目次につきましても、改正するものでございます。

以上、2つの省令改正の対応方針に沿った改正を行うものでございます。

ご審議方、よろしくお願いしたいと思います。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第4号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第5号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、江差町特定教育保育施設及び、特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども子育て支援施設等
の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、江差町特定教育保育施設及
び、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので

ございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案第5号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案30頁、資料は25頁をお開き下さい。

今回の改正内容は、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の府令改正に伴い、府令第42条第5項において定める、児童福祉法第59条第1項に規定する施設に、特区小規模保育事業を加える改正があったことから、これらの対応方針に沿った改正を行うものでございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第5号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

2時30分まで、休憩いたします。

休憩 14 : 05

再開 14 : 30